



Title	敦煌三界寺僧道真とコータン王家
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	内陸アジア言語の研究. 2015, 30, p. 199-222
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70119
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

敦煌三界寺僧道真とコータン王家

赤木 崇敏

1. はじめに

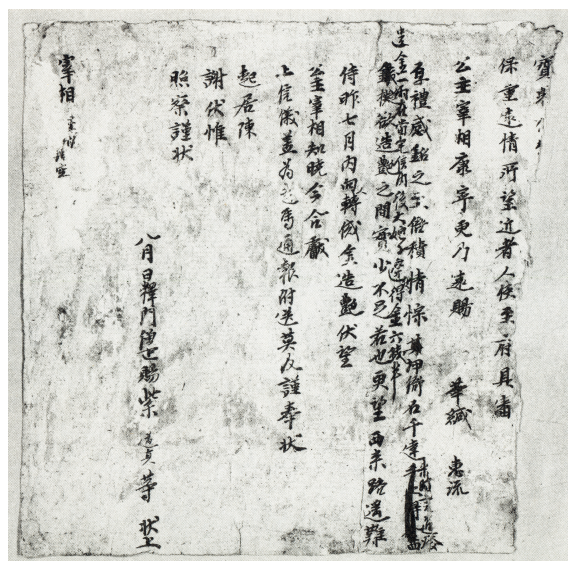
敦煌莫高窟から発見された敦煌文献は約6万点を数え、そのうち16579点が中国国家図書館に所蔵されている。このコレクションの大半は1910年に敦煌から北京に移送されたものであるが、なぜかそのうち3879点が整理の途中で木箱に収められたまま長らく倉庫に保管され、1990年になってようやく「再発見」されるに至った。この史料群のうち社会経済史関係の24点は2002年に郝春文〔2002；中文訳2004〕によって紹介されたが、その全貌の把握には2005年から公刊が開始される図版集、『国家図書館蔵敦煌遺書』全146巻（以下、『国家遺書』と省略）まで待たねばならなかった。この「再発見」文書は、現在BD9872～BD13775（『国家遺書』107～112巻）、BD15997～BD16445（同145・146巻）として番号が付されている⁽¹⁾。

さて、この「再発見」文書の中には、BD16376の編番号を持ち『国家遺書』編者たちによって「某年八月积門僧正賜紫道真等状稿」（擬）と定名された1点の漢文文書がある〔次頁図参照〕。ここに見える道真なる人物は、10世紀に活躍した敦煌三界寺の著名な仏僧であり、内容から本文書は彼が公主と宰相に宛てた書簡とわかる。ただし、これまでに本文書を扱った研究は皆無であり、また文書の基礎情報を記述した『国家遺書』巻末の「條記目録」にも、年代を9～10世紀とし、同時代の僧俗関係を反映するものと説明するのみで、道真と公主・宰相との具体的関係については言及していない。

⁽¹⁾ 国家図書館蔵敦煌文献の構成や整理の状況、編番号については、方広錫2013に詳しい。

しかし筆者は、敦煌仏教界における道真の活動や、公主・宰相に関する史料から、文書の年代は950～960年代で、その受信者はタリム盆地西南辺にあった仏教王国コータン（于闐）の公主と宰相であり、本文書は当時の敦煌仏教界とコータン王家との関係を示すものとする。

9世紀後半～11世紀初頭の敦煌は帰義軍節度使による支配を受けていたが、この帰義軍政権とコータン王家とは10世紀には婚姻による同盟関係を結び、さらにコータン王族が敦煌に多数寄留するなど、両国の交流が盛んであったことはこれまでに多くの研究が論じている⁽²⁾。本稿は、BD16376を紹介するとともに、発信者の道真と受信者の公主・宰相との分析を通じて、ささやかではあるがこの両オアシス国家の交流史に新たな知見を付け加えたい。



BD16376 [『国家遺書』第146巻, p. 123]

⁽²⁾ 藤枝 1943, pp. 72-76; 森安 1980, pp. 324-326; 張広達・榮新江 1982 [2008, pp. 32-33]; 榮新江 1994, pp. 111-117; 張広達・榮新江 1999 [2008, pp. 300-302]; 榮新江・朱麗双 2013, pp. 153-181 などを参照。

2. 文書の基礎情報・テキスト・語注

『国家遺書』第146巻の巻末にある「條記目錄」pp. 57-58によれば、BD16376はBD12522の編番号を持つ経帙の裏に、表装紙として二次利用されていたとある。文書の寸法は縦31.1cm×横30.7cm、右端が欠損している。印影や紙裏の情報は無い。行数は14行、4～6行目に加筆修正の跡がある。本来、4行目と6行目とは連続していたが、4行目末尾と6行目冒頭にあった「手上得金四／錢」を抹消して、「(4行目下) 来時言道、發／(5行目) 遣金一兩、在當宅信内、後大娘子邊得金六錢半」と行間に書き足している。

(1) 録文

[前 欠]

- 1 寶體何似。 [(伏惟、順 [または以] 時倍加)] (3)
 2 保重、遠情所望。近者、人使至府、具審
 3 公主・宰相康寧。更乃遠⁽⁴⁾賜 華絨 惠流
 4 厚禮、感銘之至、倍積情悰。⁽⁵⁾押衙石千達来時言道⁽⁶⁾、發
 5 遣金一兩、在當宅信内、後大娘子邊⁽⁷⁾得金六錢半。
 6 擬欲造艷之間、實少不足若也、更望西来路遙難
 7 ^(待)待。昨七月内、向人轉貸金造艷。伏望
 8 公主・宰相知曉。今合獻
 9 上信儀、蓋為走馬通報附送莫及。謹奉狀
 10 起居、陳
 11 謝。伏惟
 12 照察。謹狀。

(3) 「條記目錄」p. 57は「寶」以下を釈読していない。

(4) 「條記目錄」p. 57は「遠」を「速」と読む。

(5) 本来は「押衙石千達」の直前に「某」とあったが、これを抹消している。

(6) 「條記目錄」p. 57は「道」を「通」と読む。

(7) 「條記目錄」p. 57では「邊」と「得」の間に1文字(未読)あるとするが、図版からは確認できない。

13 八月 日、釋門僧正賜紫 道真 等 狀上、

14 宰相 臺座⁽⁸⁾謹空

(2) 和訳

(……公主様・宰相様の) ご機嫌がいかがであるかを(存じません、時節柄ますます) ご自愛くださいますよう、お祈りいたします。

近頃、(コートンからの) 使者が(敦煌の) 節度使府に到着しましたので、公主様・宰相様がお健やかであることを詳しく知り得ました。さらに遠方よりお手紙を頂戴し、たくさんの贈り物をご恵与いただきましたこと、感銘の至りであり、ますますあなた様方への思いを強めています。押衛の石千達が来た際に、「金一両を送付したが、それは当宅にある(別の) 贈り物のなかにあるので、後で大娘子のところから(一両のうち) 金六錢半を取られたし」と言いました。(そこで) 火焰光の間を造営しようと思いましたが、実は(六錢半の分量では) 金が少々不足しておりました。(そのため) さらに(金が) 西から来るのを待ち望んでおりましたが(コートンから敦煌までの) 道のりは遠く待つてはいられません。(そこで) 先月7月に人より金を借用して火焰光の間を造営しました。公主様・宰相様にはご理解いただきますよう謹んでお願い申し上げます。

今、贈り物を差し上げるべきところですが、(この手紙を託したキャラバンは) 走馬使が通達するものですから、贈り物を同送することはできません。あなた様にお手紙を差し上げ、陳謝申し上げます。どうかご賢察くださいますよう。謹んで申し上げます。

8月某日、釋門僧正賜紫道真等が申し上げます。
宰相様へ、謹空。

(8) 「條記目録」p. 58 は「臺座」を釈読していない。

(3) 語注

1～2行目「……寶體何似。(伏惟, 順[以]時倍加)保重, 遠情所望」: 冒頭に述べたように, 本文書は道真から公主と宰相に宛てた手紙である。9～10世紀の敦煌における漢文手紙文書については, 既に坂尻彰宏[2012, pp. 382-384]によって書式が詳しく分析されており, その成果に基づき本文書の失われた冒頭部分を復元することができる。それによれば, 手紙の冒頭は,

(1) 時候の挨拶

(2) 受信者への呼びかけ

①無事を喜ぶ表現「伏惟〈受信者〉尊體起居萬福」

②発信者が状態を尋ねる表現「即日〈発信者〉蒙恩, 不審近日尊體何似」

③無事を祈る表現「伏惟, 順[以]時倍加保重, 下情望也」

と始まるため, 本文書1行目の「寶體何似」は(2)-②の「尊體何似」に対応すること, また1行目の前には(1)および(2)-①があったに相違ないこと, そして「寶體何似」以下には(2)-③を復元できることがわかる。

さらに, (1)の時候の挨拶については, 敦煌発現の書儀「朋友書儀」から, 8月某日に作成された本文書は「仲秋漸涼」(上旬), 「仲秋已涼」(中旬), 「仲秋甚涼」(下旬)のいずれかで書き出されたことがわかる[周一良・趙和平1995, p. 123]。また(2)については, 坂尻によれば受信者の名称や「尊體」(本文書では「寶體」)・「保重」のように受信者の身体や行為を示す語句の直前で改行ないし空画にするという。

以上をまとめれば, おそらく本文書には3行分の欠落があり, 冒頭部分は,

仲秋□□, 伏惟,

公主・宰相寶體

起居萬福。即日道真等蒙恩, 不審近日

寶體何似。伏惟, 順[以]時倍加 [本文書1行目]

保重, 遠情所望。…… [本文書2行目]

仲秋……のみぎり, 公主様・宰相様はご健勝のことと存じます。日頃道真はお世話になっておりますが, 近頃は公主様・宰相様のご機嫌がいか

かであるかを存じません。時節柄ますますご自愛くださいますよう、お祈りいたします。

と復元することが可能であろう。

3・8 行目「公主・宰相」：14 行目には宛名として宰相しか現れないが、実際にはこの公主・宰相の両名が受け取り手であろう。彼らは遠方より道真に書状と贈り物を送っていることから推して敦煌の外に在るに違いないが、その候補は西ウイグル王国、甘州ウイグル王国、コータン王国のいずれかに限られる。なぜならば、帰義軍時代の敦煌とその周辺地域においては、この3カ国の女性王族のみが公主の称号を名乗っていたからである⁽⁹⁾。また、一方の宰相についても、敦煌では唐滅亡後に節度使張承奉が樹立した西漢金山国（910～914 年）において宰相が置かれたが⁽¹⁰⁾、それ以前そして 914 年以降に曹氏一族が節度使となつてからは、帰義軍政権で宰相の称号は使用されていない。しかし、西ウイグル王国⁽¹¹⁾、甘州ウイグル王国⁽¹²⁾、コータン王国⁽¹³⁾、

⁽⁹⁾ 10 世紀の敦煌および周辺地域の公主号については、坂尻 2014, pp. 61-62 を参照。

⁽¹⁰⁾ P.2991v「敦煌社人平詵子一十人剋於宕泉建窟一所功德記」[『真蹟積録』1, p. 387], S.5394「宰相兼御史大夫臣張文徹上啓」[『真蹟積録』4, p. 492], P.3633「西漢金山国張安左生前遵真讚並序」[『真蹟積録』4, p. 384] などから、張姓の人物（張文徹）が西漢金山国時代に宰相の位にあったことが判明する。

⁽¹¹⁾ 西ウイグル可汗とその一族・臣下への讃文を含む S.6551「仏説阿弥陀文講經文」[『英藏敦煌』11, p. 108; 張広達・榮新江 1989, pp. 24, 28-30] には、可汗を輔佐する官僚として宰相・達干・都督・勅使・薩温・梅録・莊使・地略の称号が見える。

⁽¹²⁾ 例えば、甘州ウイグルとの友好関係を築くために 943 年に節度使曹元徳（在位 935～939 年）がウイグル宰相たちに宛てた漢文の手紙草稿 P.2992v(1)「帰義軍節度兵馬留後使檢校司徒兼御史大夫曹上迴鶻衆宰相状稿」[『真蹟積録』4, pp. 391-392; 森安 1980, pp. 318-320; 榮新江 1996, pp. 334-335] がある。また、967 年に曹元忠（在位 944～974 年）から甘州ウイグル可汗に宛てた、両国間の同盟に関する札状の草稿 P.3272v「丁卯年正月廿四日甘州使頭闐物成去時書本」[『真蹟積録』4, p. 411; 赤木 2006, pp. 83-84] や、同年に甘州ウイグルが肅州方面を侵略した件について肅州司徒・曹延恭が曹元忠に報告したチベット語文書 P.tib.1189[赤木 2006, pp. 78-80, 84] には、甘州ウイグルの宰相 (tib. blon po) について言及している。

⁽¹³⁾ コータン宰相による漢文祈願文 P.2812「于闐宰相札仏文」[『法藏敦煌』18, pp. 349-350] がある。また、天福 10 年(945)にコータンの使節団が奉納した仏画 P.2026v「于闐班上監供養仏像等」[『法藏敦煌』1, p. 212] には 13 人の人名が書かれてお

そして敦煌南方の祁連山脈を居住地とする遊牧部族・南山部落⁽¹⁴⁾にて宰相の称号を使用していた。この公主・宰相については、後節で改めて検討する。

4 行目「押衛石千達」：石千達は本文書にしか現れない人名。彼の帯びる押衛とは節度使に近侍する将官の称号で、帰義軍政権下では節度使の信任を示す散官の称号に変化し、衛内の要職や州県軍鎮の長官などを兼務した〔馮培紅 1997, pp. 99-109〕。ただし、この人物は文書の文脈から帰義軍の官員ではなく、公主・宰相のもとから派遣された人物と考えられる。

この称号は、コートン語 (āmāga) やチベット語 (ʼam 'ga) にも入っており〔Takata 1987〕、漢文文書でも 10 世紀のコートンからの使者が押衛を名乗る例がある⁽¹⁵⁾。一方で押衛は imya / amya / ilimya としてウイグル語にもあり、西ウイグルのマニ教寺院経営令規文書には ilimya totoq (財務都督) が現れ、11 世紀のカーシュガリーの辞書にも imya / imya (財務官, 収入役, 徴税官), elimya / elimya (君主のトルコ語文書担当官, 書記, 秘書) が見える〔Sims-Williams & Hamilton 1990, pp. 28-29; 森安 1991, p. 89〕。しかし、敦煌に往来する西ウイグル・甘州ウイグルの使者で、都督の号を帯びる者はいるが押衛は見当たらない⁽¹⁶⁾。そのため、石千達はコートンからの使者と考えられる。

り、そのうち 8 人が陰宰相・韓宰相・秦宰相など宰相を名乗っている。このほか、933 年に帰義軍節度使曹議金が開催した法会の廻向疏 P.2704(1)「後唐長興四年(933)曹議金廻向疏」〔『真蹟積録』3, p. 85〕に于闐宰相とある。さらに、後述するように、現在のコートン(和田)南方の布扎克からは王族の「男宰相李枉児」に贈られた 10 世紀の面覆いが発見されている〔cf. Yoshida 2009, p. 233〕。

(14) 南山部落については、榮新江による「南山」〔敦煌学大辞典〕p. 462 を参照。仲雲・羌・吐谷渾・吐蕃・沙陀・ウイグル・漢人などが融合した集団で、しばしば瓜州方面のオアシスを侵略し、10 世紀の帰義軍政権にとっての脅威となった。常楽副使の田員宗が南山部落の襲撃について報告した P.2482「常楽副使田員宗啓」〔『真蹟積録』4, pp. 501-502〕には、南山部落の人物として述丹宰相の名前がある。

(15) Dx.1265+Dx.1457「沙州某人上于闐押衛張郎等狀」〔『俄藏敦煌』8, p. 43〕には「于闐押押(衛)張郎」が、Dx.6069「天寿二年九月新婦小娘子陰氏上于闐公主狀」〔『俄藏敦煌』8, p. 144; 張広達・榮新江 1999=2008, p. 296〕にコートンの使者「押衛安山胡」が、また上掲脚注 13 にも挙げた P.2026v「于闐班上監供養仏像等」には宰相と並んで「都衛」(都押衛の略、押衛を束ねる軍事・行政の要職)が現れる。

(16) 例えば P.2992v(3)「兄大王曹議金致弟甘州迴鶻順化可汗狀」〔『真蹟積録』4, p. 395; 〕

5行目「兩」「錢」：重量単位。唐～元代では1兩=37.3g, 1錢=3.73g.

6・7行目「造艶之間／造艶」：管見の限りでは敦煌文献の中に「造艶」の用例は見当たらない。ただし、吐蕃期の寺院文書だが、龍興寺所蔵の仏像・經典の目録P.3432「龍興寺卿趙石老脚下依蕃所附仏像供養具並経目録等数点検曆」[『真蹟積録』3, p. 2]には、仏像の台座として「艶座」という名称が確認できる。また、帰義軍時代の寺院支出簿には「仏艶」に関する以下の支出がある。

- ①「粟七斗壹勝，卧酒做供釘鏤・佛艶鐵，修治佛手・塑師及羅筋匠・染布匠等用」(P.2040v「後晋時期浄土寺諸色入破曆算会稿」；『真蹟積録』3, p. 416))
- ②「油伍勝，於央生婦邊買鐵鏤佛艶用」(同上；『真蹟積録』3, p. 418)
- ③「豆參碩伍斗，買鐵鏤佛艶用」(P.2032v「後晋時代浄土寺諸色入破曆算会稿」；『真蹟積録』3, p. 503)
- ④「豆一石五斗，史都料・打佛艶手工用」(P.3234v(7)「年代不明(10世紀中期)諸色入破曆算会稿」；『真蹟積録』3, p. 442)

①は釘鏤(釘・鏤の類)⁽¹⁷⁾や「仏艶」用の鉄材への支払いと、また仏像の修復師や仏師・籠職人・染物師⁽¹⁸⁾とに供する酒の醸造に関する支出，②・③は「仏艶」用の鉄鏤の購入費目，④は史姓の都料⁽¹⁹⁾や打仏艶手など工匠への支払いである。これらの「仏艶」とは「仏焰(子)」「仏炎」とも書き，仏像の火焰状の光背(火焰光)の図案や浮彫を指す[黒維強 2010, pp. 299-300].

本文書に見える「造艶之間」も道真という仏僧が関与しているため，おそらくは火焰光や仏座を設置した仏間の造営を意味し，それにあたってコータ

森安 1980, pp. 316-317]には「突律似都督」が現れる。なお，P.4640「己未年～辛酉年(899～901)帰義軍衙内用用紙布曆」に「甘州押衙宋彦暉」[『真蹟積録』3, p. 262]，「甘州使押衙王保安」[『真蹟積録』3, p. 268]という人物が現れるが，彼らは帰義軍政権の押衙で甘州への使者に充てられた人物である[cf. 馮培紅 1997, p. 105].

(17) 釘鏤については，張小豔 2013, pp. 340-343 を参照。

(18) 塑師・羅筋匠・染布匠については，馬德 1997, pp. 6-7, 18-19；鄭炳林 1997, pp. 259-260, 262 を参照。

(19) 設計・施工・工程管理を監督する上級工匠[馬德 1997, pp. 9-11；鄭炳林 1997, pp. 244-249].

ンから贈られた金を金箔として用いたのではなからうか。

9 行目「走馬」：宋代には早馬を走らせて天子の命令を辺境の軍將に伝え、あるいは逆に辺境の重要な軍機を直接天子に至急に上聞する使者を「走馬承受（走馬承受公事使臣）」といい、「走馬使」「走馬」とも略した〔佐伯 1969, p. 51〕。敦煌では、P.3016v(2)「天興九年（958）九月西朝走馬使富住状」〔『真蹟積録』4, pp. 407-408〕に、敦煌からコートンへ派遣された官員が西朝走馬使の官職を帯びている事例がある。本文書の「走馬」も節度使の命を帯びて急行する使節を指し、道真はこの走馬使とそれに随行するキャラバンにこの公主・宰相宛ての手紙を委託したと考えられる。なお、前近代中央アジアにおける情報伝達は、各オアシスを結ぶキャラバンに手紙を託して行われ、その際に手紙には必ず贈り物を添えるのが礼儀であった〔森安 2011, p. 389〕。そのため本文書では贈り物が無いことを道真が詫びているが、走馬使のキャラバンが公務かつ急務のため、贈り物を依託できなかったのかもしれない。

13 行目「僧正」：僧政とも書き、帰義軍期の敦煌仏教教団における僧官の称号。教団を統括する都僧統、その次官である都僧録に次ぐ地位であり、教団の法会を担当するとともに、管内の寺院の寺務を監督・検勘していた〔竺沙 1961=2002, pp. 386, 402〕。

13 行目「道真」：彼の事績については本文書の年代と併せて次節で述べる。

14 行目「臺座」：宰相の位を指す脇付。

3. 道真

発信者の道真については、13 行目に「釋門僧正賜紫道真」とある。この道真が帯びる僧正（僧政）とは帰義軍期になって新たに設置された僧官号（上掲語注参照）であるから、この人物は 10 世紀の仏教教団において僧正・都僧録など重要なポストを歴任した三界寺の僧・道真に違いない。

彼については関連史料が比較的まとまって残っており、これまでに多くの研究が直接的・間接的に彼の事績について言及している⁽²⁰⁾。それによれば、

⁽²⁰⁾ 彼の事績については、竺沙 1961 [2002, pp. 375-377]；竺沙 1992, pp. 599-602 [2002,

彼の生没年は 915 年頃～987 年頃で、三界寺に所属し、948 年前後に三界寺観音院主 (P.2641) になり、950 年頃には教団の僧官である僧政 (莫高窟第 108 窟題記) に、遅くとも 987 年までには都僧録 (S.4915) に昇進している。本文書の日付は、13 行目に「八月某日」とあるのみで紀年が記されていないが、彼が僧正の地位にあった時期、すなわち 950～980 年代に限定できよう。

ところで、敦煌文献には受戒に際して僧尼に発布された戒牒が多数残っており、とりわけ道真が授戒師として名を連ねているものが多い。それらは時期別にまず乾徳 2～4 年 (964～966)、次に太平興国 7～9 年 (982～984)・雍熙 2 年 (985)、そして同 4 年 (987) の 3 期に大別できる。

年月	授戒師名	出典
964 年正月	受戒師釋門僧正講論大法師賜紫道真	P.2994, P.3392, P.3414
964 年 5・9 月	受戒師主釋門僧正賜紫道真	S.532(1), S.532(2), P.3238, P.3320
965 年正月	受戒師主釋門僧政賜紫道真	P.3455, S.532(3)
	受戒師主釋門賜紫道真	P.3143
	受戒師主釋門僧正臨壇賜紫道真	S.347
965 年 9 月	受戒師主釋門僧政賜紫沙門道真	S.5313
966 年正月	授戒師主釋門僧正賜紫沙門道真	S.4844
乾徳某年 5 月 (963～968 年)	受戒師主釋門僧正賜紫道真	P.3482
982 年正月・5 月	受戒師主沙(釋)門道真	S.330(4), S.330(6), S.330(3), P.3203
983 年正月	受戒師主沙(釋)門道真	P.3207, P.3206, P.3439(1), P.3439(2), P.3439(3)
984 年正月	受戒師主沙(釋)門道真	S.2448, S.330(2), S.330(5), S.1183
太平興国某年 (976～984 年)	受戒師主釋門道真	P.4959
985 年 5 月	受戒師主沙(釋)門道真	S.330(1), P.3483, S.4115
987 年 5 月	傳戒師主都僧録大師賜紫沙門道真	S.4915

道真授与の戒牒一覧⁽²¹⁾

補編 pp. 64-67]；李正宇「道真」『敦煌学大辞典』p. 365 に関連する文書番号とともにまとめられている。

⁽²¹⁾ 本表のうち P.3206, P.3439(3), S.330(2)には道真の名前が確認できないが、筆致や

実は既に竺沙雅章 [1961=2002, p. 376] が指摘しているように、道真の戒牒に僧正の肩書きが現れるのは、前半の 964～966 年に限られている。前掲の表は竺沙 1961・1992 をはじめ先行研究をもとに道真が授与した戒牒と彼の肩書きを一覧化したものである。

964～966 年に共通するのは僧正（僧政）の肩書きと、皇帝より紫衣を賜与されたことを示す賜紫の称号であり、本文書の道真の肩書き「僧正賜紫」と符合する。一方で、982 年以降の戒牒では、987 年の S.4915 に見える「傳戒師主都僧録大師賜紫沙門道真」を除けば、道真の肩書きは押し並べて「^(授)受戒師主沙（釋）門道真」となっており、僧正・賜紫の号は見えない。

966 年から 982 年までの道真の肩書きや、987 年に都僧録を称するまでの昇進・降格の過程については、史料が乏しいために復元することはできない。しかし、確認できる限りでは、道真が僧正・賜紫を名乗るのは 950～960 年代に集中しており、本文書もこの時期に作成された可能性が高いといえよう。

4. 公主・宰相

それでは、BD16376 の受信者「公主・宰相」はいったい誰に比定すべきであろうか。語注にも述べたように、彼らは敦煌の人間ではなく、西ウイグル・甘州ウイグル・コータン王国など周辺諸国の人々と思われる。また、6 行目の「西来」は造艶のための金を西方より敦煌へ、あるいは某処より西方（＝敦煌）へ送ることを指しているから、敦煌の北方に位置する西ウイグルを除けば、東西の甘州ウイグルかもしれないがコータン王国のいずれかとなる。

また、4 行目に見える「押衛石千達」はこの公主・宰相のもとから派遣された人物と考えられるが、前述のようにコータンからの使節はしばしば押衛の肩書きを帯びるものの、管見の限りでは甘州ウイグルからの使節が押衛を名乗る例は見当たらない。従って、道真が差し出した手紙の宛先はコータンの公主と宰相と考えてよいだろう。

内容面から道真の手による可能性が高い。同じく道真の授与戒牒をまとめた竺沙 1992, p. 600 [2002, 補編 p. 65] に従い本表に含めておく。

もし筆者の仮説が正しいとすれば、950～960年代にコータン王国の公主・宰相と三界寺の道真との間には密接な関係があったことになる。そこで想起されるのは、964年に敦煌から同じくコータンの公主・宰相に宛てた次の漢文手紙文書 Dx.2148 と Dx.6069 [『俄蔵敦煌』8, pp. 144-145] である。この文書には3通の手紙が含まれており、以下では①～③に分類する⁽²²⁾。また、史料中の「天寿」とはコータン王国独自の年号であり、既に張広達・榮新江[1982=2008, p. 34]によって、天寿は963年より始まる年号であることが明らかにされている。

①Dx.2148 (1～13行目)

- 1 弱婢員嬢・祐定
- 2 右、員嬢・祐定、関山阻遠、磧路程遥、不獲祇候
- 3 宮闈、無任感
- 4 恩之至。弱婢員嬢・祐〔定〕、自從
- 5 佛現皇帝去後、且慕^(嘗)、伏佐公主・太子、不曾禽離。
- 6 切望
- 7 公主等於
- 8 皇帝面前申説、莫交^(數) 弱婢員嬢・祐定等身上捉
- 9 其罪過。謹具狀
- 10 起居、咨
- 11 聞。謹録狀上。
- 12 牒、件狀如前。謹牒。
- 13 天壽二年九月 日弱婢員嬢・祐定等牒

(22) 同じく天寿二年九月の日付を持つ Dx.1400 「天寿二年九月右馬歩都押衛張保勲牒」 [『俄蔵敦煌』8, p. 146] とともにこれらの史料を最初に紹介したのは、李正宇 1996, pp. 39-42 であり、①～③の分類も彼の説に拠る。その後「天寿」年号をコータンの王統と年号をめぐる議論の中で、張広達・榮新江 1999 [2008, pp. 291-296] ; Yoshida 2009, pp. 234-235 ; 梅林 2010 ; 榮新江・朱麗双 2013, pp. 175-177 といった諸研究が詳細に分析している。

侍女の員嬢と祐定.

右、侍女の員嬢と祐定は、関所や山々に遠く隔たられ沙石の道は遙かに遠いために、(コータンの) 宮廷に参上することもありませんが、(公主様からの) ご恩には感謝の極みに耐えません.

侍女の員嬢と祐定は、仏現皇帝が逝去されてより後、朝晩に公主様・太子様たちを補佐し、今まで一度も見捨てることはありませんでした. 公主様たちが皇帝陛下の御前にてご報告されるならば、(私たち) 員嬢・祐定らの身に処罰を加えようとなされぬようお願いいたします. 謹んで詳しくあなた様に書状を送り、お伺い申し上げます. 謹んで申し上げます.

申し上げますに、件の状は前の^{ことがら}とおりでございます. 謹んで申し上げます.

天寿 2 年 9 月 侍女の員嬢と祐定らが申し上げます.

⑥Dx.2148 (14~18 行目) + Dx.6069 (1~10 行目)

- 14 弱婢祐定咨申
- 15 天女公主. 祐定久伏事
- 16 公主, 恩蔭多受, 甚時報答. 今要胡錦裙腰一个, 般次来时
- 17 切望⁽²³⁾咨申
- 18 皇帝發遣者.

-
- 1 更有小事, 合具被詞. 到望
 - 2 宰相希聽允. 緣 宕泉造窟一所, 未得周畢. 切望
 - 3 公主・宰相, 發遣絹拾疋. 伍疋与磴戸作羅底買来,
 - 4 沿窟纏裹工匠. 其畫彩色, 鋼鐵及三界寺綉
 - 5 像線色, 剩寄東来, 以作周旋也. 娘子年高氣冷
 - 6 愛發, 或使来之時, 寄好熟細菓三二升. 又紺城細縹^(將)□

(23) 「望」の下には本来「恩賜者」と書いてあったが抹消線を引いて削除されている.

- 7 三五十疋東来，亦乃沿窟使用．又赤銅發遣二三十
 8 斤．又咨
 9 阿郎宰相，醜子醜兒要玉約子腰繩發遣兩靸．又好箭三四十隻，寄
 10 東来也．
 (Dx.2148)

侍女の祐定が天女公主様にお伺いします．祐定は久しく公主様にお仕えし、恩情を多くいただきました．いずれの日にか（そのご恩に）報いましょう．さて今、ソグド錦のスカート1着が欲しいので、(コートンからの)キャラバンが来る時に、皇帝陛下に送っていただくようお尋ねいただけますか．

(以下、Dx.6069)

さらに些末な事柄があり、詳しくご説明いたします．宰相様には御承知おきますよう．宕泉（＝莫高窟）に石窟1つを造営しようとしていますが、まだその工事が完了していません．公主様・宰相様には、絹10疋をお送りくださいますようお願いいたします．そのうち5疋を磔戸（製粉業に従事する寺院の雇用者）に与えて篩^{ふるい}の購入にあて、(残り5疋は)石窟にて工匠に支払います．壁画の顔料や鋼鉄、そして三界寺の仏画に用いる糸については、東へ送ってくださればこちらで取り計らいます．娘子⁽²⁴⁾は高齢でかつ風邪をひき熱があるので、使者が来るときに解熱の良薬を2～3升送ってください．また紺城⁽²⁵⁾の上質木綿を数十疋東へ送ってください、それも石窟で使用します．さらに赤銅については20～30斤お送りください．

また阿郎たる宰相様にお尋ねしますに、醜子と醜兒は玉のベルトを求めているので、2本送って下さい．また、良質の矢を30～40本東へ送ってください．

(24) 吉田豊はこの娘子を発信者の祐定自身と見なす [Yoshida 2009, p. 236, n. 17].

(25) 紺城はコートン国の首都ヨートカンの東方にあった坎城 (khot. Phema) を指す [栄新江 2003, p. 253].

©Dx.6069 (11~17 行目)

- 11 季秋霜冷，伏惟
 12 公主尊體起居萬福。即日新婦小娘子陰氏蒙恩，不審近日
 13 尊體何似。惟以時倍加 保重，遠情所望。今於押衙安山胡手内
 附漆縹子壳个到
 14 日，以充丹信取領也。謹奉狀 起居。不宣謹狀。
 15 九月 日新婦小娘子陰氏 狀上。
 16 公主 閣下 又阿嬢寄 永先小娘信青銅鏡子一面，到日
 謹空
 17 永先取留也。

季秋（9 月）霜冷のみぎり，公主様はご健勝のことと存じます。新婦小娘子の陰氏は日ごろお世話になっておりますのに，近頃は（公主様の）ご機嫌がいかがであるかを存じません。時節柄ご自愛くださいますようお願いいたします。

今，押衙安山胡⁽²⁶⁾に黒い木綿を 1 つ託しました。彼が到着した日にこの手紙と合わせてお受取りください。謹んで書状をあなた様に差し上げます。不宣謹狀。

9 月 日，新婦小娘子陰氏が申し上げます。

公主閣下へ。謹空。

また阿嬢は永先小娘子に贈り物として青銅鏡 1 面を送りましたので，到着した日に永先様はお納めください。

以上の 3 点の手紙は，①が天寿 2 年（964）9 月に侍女の員嬢・祐定から公主へ，②が日付は無いが祐定から天女公主と宰相へ，③は某年の 9 月に新婦小娘子の陰氏から公主へ宛てた手紙で，④には阿嬢から永先小娘子という女性への追伸も添えられている。本文書中には明確にコータン（于闐）の名前

(26) 安山胡は 964~974 年間に節度使曹元忠からコータン王 Viśa' Śūra に宛てた漢文手紙の草稿 P.2703v 「帰義軍節度使曹元忠致于闐王書」[『法藏敦煌』17, p. 314] にも現れており，張広達・榮新江 [1999=2008, pp. 295-296] によってコータンの使臣であることが明らかにされている。

が現れないが、コートンの年号「天寿」が使用されていることから受取人の公主・宰相はコートンの人物と見てよい。また、㉔・㉕には年号が明記されていないが、いずれも天寿2年9月にコートンの公主・宰相たちに宛てて書かれたものと考えられる。ただし、これらが敦煌から発見されているため、何らかの事情で実際には送信されず、敦煌に留め置かれたのだろう。

さて、先に述べたように、BD16376 とこれらの手紙とはともにコートンの公主・宰相に宛てられたという共通点を持つが、それだけでなく964年という年代は道真が僧正・賜紫を称していた時期に合致し、さらに㉔には道真の所属する三界寺の名前が見える。敢えて推測を述べれば、BD16376 と Dx.2148, Dx.6069 とは同時期に作成されたもので、これらに共通して現れる公主・宰相は同一人物であり、さらに BD16376 にてコートンから送られてきた金を保管している大娘子とは㉔で自らを「年高」の娘子と呼ぶ祐定ではなかろうか。

なお、この公主・宰相をはじめ、㉔～㉕に見える人物の特定については先行研究で議論が一致せずいまだ決着がついていない。特に㉔5行目「仏現皇帝去後」の解釈は意見が大きく分かれるところである。

そもそも、天寿については、張広達・榮新江 [1982] が10世紀前半のコートン王・李聖天 (Viśa' Sambhava, 在位 912～966 年) の年号で、その期間は963～966 年と述べていた。これに対して李正宇 [1996, p. 41] は、「仏現皇帝去後」とは李聖天の死去を指すため、㉔8行目の皇帝とは彼の息子である Viśa' Śūra で天寿は彼の年号と決定した。また、受取人の公主とは李聖天の娘としている。

これに対し、張広達・榮新江 [1999=2008, pp. 291-294] は仏現皇帝＝李聖天という李正宇の見解は認めるものの、『続資治通鑑長編』巻7、太祖・乾徳四年 (966) 条 [中華書局版, p. 183] に「是歲 (=乾徳四年) 于闐國王聖天遣其子徳従来貢方物」とあることから、李聖天は966 年まで存命していたと反論した。それゆえ、「仏現皇帝去後」とは李聖天の死去ではなく、彼が訪問先の敦煌からコートンに帰還したことを意味しており、天寿は李聖天の年号と主張している。そして、この皇帝とともにコートンにいる公主とは、帰義軍節度使曹議金 (在位 914～935 年) の娘で李聖天に嫁いだ曹氏皇后であると

見ている。また、員嬢と祐定はともに、敦煌に滞在するコータン公主・太子（㉔5行目）に付き従う従者としている。

以上とは別に、梅林〔2010, pp. 35-38〕は仏現皇帝を Viśa' Śūra の次代のコータン王、天寿を 975～977 年とし、公主を仏現皇帝の娘で節度使曹延祿（在位 976～1002 年）に嫁いだ女性とする。

しかしながら、吉田豊〔2006, pp. 76-78〕が予測し、筆者〔赤木 2013〕も新史料をもとに検討したように、李聖天は 962 年に死亡し、その後に天寿（963～965 年）、開運（965～967 年）の年号を使用する李聖天の子で Viśa' Śūra の異母兄が即位したと考えられる⁽²⁷⁾。また、李聖天に嫁いだ曹氏皇后だが、判明する限りでは「(天) 皇后」を称しており⁽²⁸⁾、彼女が明確に公主を名乗った事例は確認できない。そのため、㉔～㉔の天公主を曹氏皇后とは見なしがたい。

ところで吉田〔Yoshida 2009〕は、1984 年に現在の和田（コータン）南方の布扎克（Buzak）にある古墓から発見された 10 世紀の面覆いに、「夫人信附 男宰相李枉兒」とあるのに着目し、ここから新たなストーリーを展開している。すなわち、この面覆いは敦煌にいる母親から息子の李宰相に贈ったもので、この李宰相は幼名を枉兒といい、後にコータン王となる Viśa' Śūra である。手紙㉔～㉔の受け取り手である宰相とはまさにこの李宰相であり、もう 1 人の公主は彼の姉妹であった。

一方、面覆いの贈り主である夫人とは曹氏皇后のことであり、彼女は 962

(27) この天寿年号を持つ Viśa' Śūra の異母兄の存在や、筆者が使用した史料、P.2826 及び羽 686 に対する解釈については、その後榮新江・朱麗双〔2013, p. 170, n. 1, p. 410, n. 2; 2014, p. 192〕による反論が行われた。ただ、史料の釈読については両氏に賛同できないところもあり、現時点で筆者の考えを改めはしない。この点についてはまた稿を改めて論じたい。

(28) 張広達・榮新江 1999=2008, p. 300 は、李聖天に嫁いだ曹議金の娘は皇后または天皇后を称したことを指摘している。また、以下の石窟題記では公主でなく「(天) 皇后」の称号を用いている。莫高窟第 61 窟東壁南側第 3 身「姉大朝大于闐國大政大明天冊全封至孝皇帝天后一心供養」[『供養人題記』p. 21]；同第 98 窟東壁南側第 2 身「大朝大于闐國大政大明天冊全封至孝皇帝天后曹氏一心供養」[『供養人題記』p. 32]。

年に夫・李聖天が死去してから敦煌に里帰りした。この根拠となっているのは、以下の P.4518(2)v「天壽二年寶勝奏狀」[『法藏敦煌』31, p. 272; 張広達・榮新江 1982=2008, p. 34] という史料である。

1 [] 寶勝、今遠將情懇、

2 []

3 天皇后聖顔□□不

4 恠愆尤。細賜照察。謹奉狀奏

5 聞。謹奏。

6 天壽二年五月 日、寶勝狀奏。(墨円印)

……(ご自愛くださいますよう)、宝勝は今遠方よりお祈り申し上げます。
……天皇后様のご尊顔……の咎を恐れてはおりません。子細にご賢察くださいますよう、謹んで書状を奉り申し上げます。謹んで申し上げます。

天壽2年(964)5月 日、宝勝が申し上げます。(墨円印)

これは仏僧・宝勝から天皇后に宛てた手紙である。宝勝と天皇后との関係は不明だが、この手紙が敦煌から発見されていることから964年5月の段階で天皇后は敦煌に滞在していたのは間違いなく、また先に述べたように962年に彼女の夫の李聖天が死去していたことを考え合わせれば、曹氏皇后が里帰りしたという吉田のアイデアは極めて蓋然性が高い。

さらに吉田は、天皇后の腰元であった員嬢と祐定も付き従って敦煌に移住したとし、手紙⑥において祐定が親しげな口調で自分の衣服や子供たち(醜子・醜児)のためのベルトを公主・宰相に無心しているという Hansen [2009] の見解を紹介しつつ、員嬢と祐定はかつてコートンにおいて李宰相や公主の養育係もしていたのではないかと推測する。

この吉田説は、手紙④～⑥と新史料とを大胆に組み合わせた実に魅力的なものだが、いくつかの仮説に拠って立てられているため、最近コートンと帰義軍期敦煌との交流史を描いた榮新江・朱麗双の大著 [2013, p. 226, n. 1] では吉田説を紹介しつつもその立証は困難としている。確かに、李宰相を皇

后曹氏の息子とし、Viśa' Śūra の幼名を枉児とする案は、それを立証する材料が不足しており、吉田自身も述べているように今後の新史料の発見が期待される⁽²⁹⁾。

5. おわりに：コータン王家と石窟造営

本稿では中国国家図書館所蔵の BD16376 を分析し、これが 950～960 年代に三界寺の僧正であった道真から、コータン王国の公主と宰相に宛てた書簡であることを明らかにした。また、同じく公主と宰相に宛てた 964 年の手紙文書 Dx.2148 と Dx.6069 を取り上げ、BD16376 はこれらと同時期に作成されたものである可能性を示した。

筆者の推測が正しいとすれば、BD16376, Dx.2148, Dx.6069 という手紙文書を通じて見えてくるのは、964 年に石窟造営のために資金を投入するとともに、三界寺にも仏画の材料を寄進し、道真も金を借用してまで「造艶」を実施したことを報告するなど、この時期にコータン王家が熱心に奉仏活動を行っていることである。16～18 寺ある敦煌の仏寺の中で、三界寺は比較的新しい時期（9 世紀前半）に建立された寺院だが、敦研 0322「辛亥年（951）臘八燃燈分配窟龕名数」では、951 年に道真が僧俗の社人に指示して約 700 もの莫高窟の窟龕に供える燈明を配備させるなど、莫高窟の眼前にあったことが窺える。この立地のために、石窟造営と併せて三界寺にも様々な寄進が行われたことが考えられる。

10 世紀を通じて、敦煌とコータンの間では頻繁な使節・キャラバンの往来があったが、この 964 年はとくに著しかったことが指摘されている [栄新江 1994, p. 113；張広達・栄新江 1999＝2008, pp. 297-298]。

⁽²⁹⁾ Viśa' Śūra の幼名については、これまで張広達・栄新江 1987 [2008, pp. 38-47] によって、漢籍や石窟銘文などに見える従徳太子 (Tcūm-ttehi:) に比定されてきた。Yoshida 2009 と同時期に梅林 2009 も、莫高窟第 244 窟甬道の題記をもとに Viśa' Śūra と従徳太子は別人物（従徳は Viśa' Śūra の子）という新説を発表しており、この Viśa' Śūra＝従徳太子説をめぐる議論はまだ続いている。

- 1～6月 コータン羅尚書一行が敦煌に逗留(敦研 001+敦研 0369+P.2629)
- 5月 僧・宝勝が天皇后に書状を送る (P.4518(2)v)
- 6月 押衙呉成子がコータンに出使 (P.2629)
- 7月1日 コータンの使節が敦煌に到着 (P.2629)
- 7月18日 コータンの使節が敦煌に到着 (P.2629)
- 8月7日 コータンの太子3人が沙州に到着し、仏堂において諸仏を供養
(P.3184v)
- 9月 右馬歩都押衙張保勲がコータン朝廷に上申 (Dx.1400)
 員嬪・祐定・新婦小娘子陰氏が公主・宰相に書状を送る
(Dx.2148+Dx.6069)

このほかにも、天寿年間(963～965年)には、コータン王から節度使曹元忠へ玉などの贈り物があつたことを示す書状が2点(P.2826;羽 686)ある[赤木 2013].

962年にコータン王李聖天が死去し、その後間を置かずに天寿年号を持つコータン王の即位があつたことを踏まえれば、この964年の一連の往来や通信は、新王即位を伝えるコータンから敦煌帰義軍への使節とそれに対する帰義軍からの回礼使、さらに先王への供養に関するものと想像することは許されよう.

莫高窟には、石窟の造営・重修や法要を行った施主やその一族の供養人像がしばしば描かれるが、その中にはコータン王の供養人像も存在する. 最も有名なものは、李聖天を描いた莫高窟第98窟東壁南側第1身(「大朝大寶于闐國大明天子……」[『供養人題記』p. 32])で、曹議金期(914～935年)の造営である. もう1つは、曹延恭～曹延祿期造営(974～1002年)の莫高窟第454窟東壁南側第1身(題記なし)である. 近年、梅林[2010]はこのほかに莫高窟第4窟東壁南側にもコータン王と公主の供養人像があることを写真とともに発表し、この第4窟こそ手紙⑥で祐定が「宕泉造窟一所」と述べている石窟であるとした.

この第4窟の供養人像の題記は全く判読できず、年代や人物を特定する手

がかりは全く残されていないが、梅林は手紙④の天寿を 975～977 年とし、この窟のコートン王を仏現皇帝としている。実際の手紙④の年代は 964 年であり、梅林の年代比定が誤っていることは上述のとおりだが、同じくコートン王の供養人像がある第 98 窟や第 454 窟の造営年代とは一致しないため、「宕泉造窟一所」を第 4 窟とする梅林の指摘は正しい。とすれば、この第 4 窟は先王・李聖天のために供養を行うために天寿年間のコートン王が造営したものに違いない。

略号

BD = 中国国家図書館蔵敦煌遺書

Dx. = ロシア科学アカデミー東方文献研究所蔵敦煌文献

P. = フランス国立図書館蔵ペリオ将来敦煌漢文文献

P.tib. = フランス国立図書館蔵ペリオ将来敦煌チベット語文献

S. = 大英図書館蔵スタイン将来敦煌文献

敦研 = 敦煌研究院蔵敦煌文献

『英蔵敦煌』= 『英蔵敦煌文献（漢文仏經以外部分）』全 14 卷、四川人民出版社、1990-1995.

『俄蔵敦煌』= 俄羅斯科学院東方研究所等(編)『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所蔵敦煌文献』全 17 卷、上海古籍出版社、1992-2001.

『甘肅蔵敦煌文献』= 『甘肅蔵敦煌文献』全 6 卷、甘肅人民出版社、1999.

『供養人題記』= 敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社、1986.

『国家遺書』= 任繼愈(主編)『国家図書館蔵敦煌遺書』全 146 卷、北京図書館出版社、2005-2012.

『真蹟積録』= 唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社会經濟文献真蹟積録』全 5 卷、書目文献出版社・古佚小説会、1986-1990.

『敦煌学大辞典』= 季羨林(主編)『敦煌学大辞典』上海辞書出版社、1998.

『法蔵敦煌』= 『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』全 34 卷、上海古籍出版社、1995-2005.

参考文献（著者名ABC順）

赤木崇敏 Akagi Takatoshi

- 2006 「帰義軍時代チベット文手紙文書 P.T.1189 訳註稿」荒川正晴(編)『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』(平成 15～17 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果報告書・研究代表者 荒川正晴)大阪大学, pp. 77-86.
- 2013 「10 世紀コータンの王統・年号問題の新史料——敦煌秘笈 羽 686——」『内陸アジア言語の研究』28, pp. 101-128.

竺沙雅章 Chikusa Masaaki

- 1961 「敦煌の僧官制度」『東方学報』(京都) 31, pp. 117-198 [再録: 竺沙 2002, pp. 329-425].
- 1992 「寺院文書」池田温(編)『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』大東出版社, pp. 585-652 [再録: 竺沙 2002, 補編, pp. 51-123].
- 2002 『増訂版 中国仏教社会史研究』朋友書店.

方広鎔 Fang Guangchang

- 2013 「序言」方広鎔(主編)『中国国家図書館蔵敦煌遺書総目録』中国人民大学出版社, pp. 1-16.

馮培紅 Feng Peihong

- 1997 「晚唐五代宋初帰義軍武職軍将研究」鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史專題研究』蘭州大学出版社, pp. 94-178.

藤枝晃 Fujieda Akira

- 1943 「沙州帰義軍節度使始末(四)」『東方学報』(京都)13-2, pp. 46-98.

Hansen, Valerie

- 2009 “The Tribute Trade with Khotan in Light of Materials Found in the Dunhuang Library Cave,” *Bulletin of the Asia Institute* 19, pp. 37-46.

郝春文 Hao Chunwen

- 2002 辻正博(訳)「中国国家図書館蔵未刊敦煌文献研読割記」高田時雄(編)『草創期の敦煌学』知泉書館, pp. 127-147, 5pls.
- 2004 「中国国家図書館蔵未刊敦煌文献研読割記」『敦煌研究』2004-4, pp. 22-31.

黒維強 Hei Weiqiang

- 2010 『敦煌・吐魯番社会経済文献詞彙研究』民族出版社.

李正宇 Li Zhengyu

- 1996 「俄蔵中国西北文物経眼記」『敦煌研究』1996-3, pp. 36-42.

馬德 Ma De

- 1997 『敦煌工匠史料』甘肅人民出版社.

梅林 Mei Lin

- 2009 「莫高窟第 244 窟于闐太子題記再審査」『敦煌研究』2009-2, pp. 4-7.
- 2010 「天寿年号・仏現皇帝・宕泉造窟——俄藏敦煌文献 Dx.6069+DX1400+DX2148 号文書再研究」『美術学報』2010-4, pp. 32-41.

森安孝夫 Moriyasu Takao

- 1980 「ウイグルと敦煌」榎一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, pp. 297-338.
- 1991 『ウイグル=マニ教史の研究』(大阪大学文学部紀要 31/32)大阪大学.
- 2011 「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式(後編)」森安孝夫(編)『ソグドからウイグルへ——シルクロード東部の民族と文化の交流——』汲古書院, pp. 335-425.

榮新江 Rong Xinjiang

- 1994 「于闐王国与瓜沙曹氏」『敦煌研究』1994-2, pp. 111-119.
- 1996 『帰義軍史研究——唐宋時代敦煌歴史考索』上海古籍出版社.
- 2003 「于闐花甌与粟特銀盤——九・十世紀敦煌寺院の外来供養」胡素馨(編)『仏教物質文化：寺院財富与世俗供養国際學術研討会論文集』上海書画出版社, pp. 246-260.

榮新江・朱麗双 Rong Xinjiang & Zhu Lishuang

- 2013 『于闐与敦煌』(敦煌講座書系)甘肅教育出版社.
- 2014 「從進貢到私易：10—11 世紀于闐玉的東漸敦煌与中原」『敦煌研究』2014-3, pp. 190-200.

佐伯富 Sacki Tomi

- 1969 『中国史研究 第一』同朋舎.

坂尻彰宏 Sakajiri Akihiro

- 2012 「杏雨書屋藏敦煌秘笈所収懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15, pp. 374-389.
- 2014 「公主君者者の手紙——S.2241 の受信者・発信者・背景について」『敦煌写本研究年報』8, pp. 47-68.

Sims-Williams, Nicholas & Hamilton, James

- 1990 *Documents turco-sogdiens du IX^e-X^e siècle de Touen-houang*, London: School of Oriental and African Studies.

高田時雄 Takata Tokio

- 1987 “amāga.” In: R. E. Emmerick and P. O. Skjaervø, *Studies in the Vocabulary of Khotanese* 2, Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, pp. 17-18.

吉田豊 Yoshida Yutaka

- 2006 『コータン出土 8-9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』（神戸市外国語大学研究叢書 38）神戸市外国語大学外国学研究所.
 2009 “Viśa’ Śūra’s Corpse Discovered?,” *Bulletin of the Asia Institute* 19, pp. 233-238.

張広達・榮新江 Zhang Guangda & Rong Xinjiang

- 1982 「關於唐末宋初于闐国の国号・年号及其王家世系問題」『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局, pp. 179-209〔再録：張・榮 2008, pp. 15-37〕.
 1987 「敦煌文書 P.3510（于闐文）《從德太子発願文（擬）》及其年代——《關於于闐国の国号・年号及其王家世系問題》一文の補充」『1983 年全国敦煌學術討論會文集・文史遺書編』（上），甘肅人民出版社, pp. 163-175〔再録：張・榮 2008, pp. 38-47〕.
 1989 「有関西州回鶻的一篇敦煌漢文文献——S6551 講經文的歴史学研究——」『北京大学学报（哲学社会科学版）』1989-2, pp. 24-36.
 1999 「十世紀于闐国の天寿年号及其相關問題」『欧亜学刊』1, pp. 181-192〔再録：張・榮 2008, pp. 289-302〕.
 2008 『于闐史叢考（增訂本）』中国人民大学出版社.

張小艷 Zhang Xiaoyan

- 2013 『敦煌社会經濟文献詞語論考』上海人民出版社.

鄭炳林 Zheng Binglin

- 1997 「唐五代敦煌手工業研究」鄭炳林(編)『敦煌婦義軍史專題研究』蘭州大学出版社, pp. 239-274.

周一良・趙和平 Zhou Yiliang & Zhao Heping

- 1995 『唐五代書儀研究』中国社会科学出版社.